

## 鳥取県告示第 323 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 20 年 4 月 1 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 20 年 4 月 1 日

### 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	日翔会居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 20 年 4 月 1 日